

ひとり親家庭
のための

養育費・親子交流に 関するセミナー



2026年4月1日
家族法が改正されました。

父母が離婚した後も、子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権・養育費・親子交流などに関するルールが見直されました。

民法改正により「こんな不安や疑問はありませんか？」

- 養育費や親子交流はどうなる？
- すでに離婚している場合はどうなる？
- 共同親権って？

この講座では、ひとり親の方や離婚前の方が安心して暮らせるよう、養育費や親子交流の意義や民法改正のポイントをわかりやすくお伝えします。

新しい制度について正しく知り、離婚後の子どもの生活や子育てについて一緒に考えてみませんか。

日時 令和8年 5月23日(土) 10:00～12:00

会場 京都テルサ東館2階
京都府男女共同参画センターらら京都 ミーティングルーム

対象者 ひとり親コーナーに登録されている方又は、
ひとり親の方で京都ジョブパークに登録されている方

参加費 無料

講師 家庭問題情報センター 大杉 文子 主任研究員

定員 20名（要申込・先着順）

保育 無料（6ヶ月以上のお子様を対象）

保育締切 5月13日(水)

お申込み 京都府ひとり親家庭自立支援センター TEL: 075-662-3773

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70

京都テルサ東館2階

京都府男女共同参画センター

らら京都内



共催：京都府男女共同参画センター らら京都

「養育費・親子交流に関するセミナー」受講申込書

年 月 日

氏 名	ふりがな	連 絡 先	電話 () —
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	備 考	

※ 記載内容は、本セミナーの目的以外には使用しません。

キッズルーム申込み 有 ・ 無 (原則) 生後6ヶ月からのお子様を対象です。			
ふりがな	キッズルーム利用	ふりがな	保育ルーム利用
氏名	初 ・ 再	氏名	初 ・ 再
満年齢 (月齢) 歳	性 別 男 ・ 女	満年齢 (月齢) 歳	性 別 男 ・ 女
ふりがな	キッズルーム利用	ふりがな	保育ルーム利用
氏名	初 ・ 再	氏名	初 ・ 再
満年齢 (月齢) 歳	性 別 男 ・ 女	満年齢 (月齢) 歳	性 別 男 ・ 女
保育時に注意を要することがあればお書きください (アレルギーがある・人見知りが激しい・・・など)			
			計 名

注) 受講できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。(電話 : 075-662-3773)